

令和8年度 女性ドライバー免許取得助成 実施要綱

令和8年4月13日
一般社団法人 東京都トラック協会

一般社団法人東京都トラック協会（以下「東ト協」という）のドライバー不足の問題を打開する取り組みとして、女性ドライバーが大型自動車免許・中型自動車免許・準中型自動車免許の取得に係る費用を事業者が負担した場合、その一部を助成する。

本要綱は、女性ドライバーの免許取得に係る助成金（以下「助成金」という。）の交付に関して必要な事項を定め、適正かつ円滑に事業を推進することを目的とする。

1. 実施期間

本事業の実施期間（申請受付期間）は令和8年4月13日～令和9年1月29日（必着）とする。

ただし、上記期間内であっても、予算額に達した場合はその時点で申請受付を終了する。

2. 助成対象事業者

助成の対象となる事業者は、東ト協会員事業者（以下「会員事業者」という。）であって中小企業者であり、かつ会費の滞納が無い事業者とする。なお、ここでいう中小企業者とは、次に掲げる各号のいずれかに該当する事業者とする。

- (1) 資本金の額または出資の総額が3億円以下の会社であること
- (2) 常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人

3. 助成対象者

下記のすべてに該当するドライバー

- (1) 東京都内の会員事業所に在籍し、助成金申請時に、営業用貨物自動車の運転に従事する女性であること
- (2) 令和7年4月1日～令和9年1月29日に免許を取得していること
- (3) 免許の取得費用を会員事業者が負担していること（運転者個人が免許取得費用を支払った場合には助成金を交付しない）

- (4) 取得した免許について国及び関係団体等から助成金が交付されていないこと
- (5) 1 会員事業者あたりの人数制限は定めない
- (6) 当該ドライバーが助成金交付日を起算として、5 年以上自社のドライバーとして継続勤務すること

4. 助成の交付額

助成金の交付額は、次の各号の金額を上限として、免許取得価格の 2 / 3 とし、100 円単位切り上げとする。

- (1) 大型免許 267,000 円
- (2) 中型免許（限定解除を含む） 180,000 円
- (3) 準中型免許（限定解除を含む） 267,000 円

なお、消費税、教習時間の超過による延長料金、仮免許申請料・交付料は取得価格から除く。また、全ト協の取次事業として実施している「若年ドライバー等確保のための運転免許取得支援助成事業」と併用した際に助成金額が取得価格を超えた場合は当該事業での助成額を減額する。

5. 助成金の申請手続き

会員事業者は、次に掲げる各号の東ト協指定の様式および書類の提出をもって東ト協へ申請し、東ト協は精査確認の上、適正と認めたときは会員事業者へ助成金を交付する。

- (1) 「女性ドライバー免許取得助成金交付申請書」（様式 1）
- (2) 公安委員会指定教習所が発行した会員事業者宛の領収書の写し
(※個人宛の領収書は不可とする。必ず取得した免許の種類が明記されていること)
なお、領収書に代えて、教習所発行の請求書および教習所への支払が確認できるネットバンキング等による「振り込み明細の写し」を提出することも可とする。この場合、請求書および振込明細の双方が提出されている場合に限り受付するものとする。また、請求書についても会員事業者宛（個人宛不可）であり、取得した免許の種類が明記されていること。
- (3) 更新後の有効な運転免許証の写し（両面）
- (4) 雇用保険被保険者通知書の写し

- (被保険者番号を判別できないよう塗りつぶすこと)
- (5) 在籍証明（助成金請求直前勤務日の運転日報、点呼簿、運転者台帳のいずれか1点）（写）
 - (6) 「事業概況報告書」（写）（「事業報告書」内の第1号様式のみ）
 - (7) 宣誓書（様式2）

6. 助成金の交付取り消しと返還

会員事業者が次に掲げる各号のいずれかに該当するときは、東ト協は助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けたとき
- (2) 助成金の交付内容若しくはこれに付した条件又は本要綱に違反したとき。

前項の規定により交付決定を取り消した場合において、当該取り消しに係る助成金が既に交付されているときは、東ト協は会員事業者に対し、期限を定めてその全部又は一部の返還を求めることができる。

7. 助成金交付対象者の退職制限

会員事業者は、助成金交付の対象となったドライバーについて、助成金交付日を起算として5年以上、自社のドライバーとして継続勤務することを原則とする。

これに満たない期間で退職した場合は、東ト協は会員事業者に対し、経過年数に応じた額の返還を求めることができる。

返還額は、助成金交付日を起算して5年間で均等償却するものとし、1年経過するごとに助成金額の5分の1に相当する額を減額する。なお、助成金交付日から5年を経過したときは、返還義務は消滅する。

ただし、やむをえない特別な事情があり、東ト協の承認を得た場合は、この限りではない。

以上